

第3章 計画の基本的な方向

第3章 計画の基本的な方向

1. 計画の基本理念

高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で
安心して健やかに暮らせるまちづくり

2. 基本目標

上記の基本理念のもと、6つの基本目標を軸に施策を推進していきます。

基本目標1 いきいきと元気に暮らせるまちづくり

本町は大阪府平均に比べ、高齢化率は高いものの、認定率はやや低くなっています。タピオステーション等の介護予防・健康づくりの取組を通じて、高齢者が社会参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。参加者からは、近所に知り合いが増えた等の声が届いており、一定の効果が表れていると考えられます。

今後も、高齢化率は上昇を続けるとともに、軽度な要支援・要介護認定者が増加していく見込みとなっています。要介護状態に至る前段階であるフレイルは、社会との関わりを保ちながら、身体機能の低下や生活習慣病の進行を防ぐことで、健康な状態に戻ることができるとされています。タピオステーションをはじめとする地域の主体的な集いの場のさらなる展開と、介護予防・生活支援サービス事業のふれあい元気教室の充実及び緩和型サービスの推進により介護予防・自立支援・重度化防止に取り組む、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

基本目標2 支え合い・助け合って暮らせるまちづくり

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を見据え、世代を超えたふれあいや支え合いなど地域福祉計画と連携した取組を推進していきます。

高齢者が抱える課題は近年ますます複雑化・複合化しており、地域の中核的位置付けとなっている地域包括支援センターにおいて、相談支援体制を強化するとともに、生活支援コーディネーターを中心とした、住民同士の互助のネットワークの構築を推進することでより細やかな支援につなげます。また、どのような状態になっても人権等が侵されることなく、高齢者本人が尊重されるよう、権利擁護に取り組めます。

基本目標3 自宅で安心して医療や介護を受けられるまちづくり

医療と介護の両方のニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための体制の強化に取り組みます。

基本目標4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になること等も含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることは多くの人の願いです。

本計画では、認知症施策推進大綱に基づき、「共生」と「予防」の観点で既存の施策をより一層推進するとともに、認知症の人やその家族の意見も踏まえ、認知症になっても不自由や不便を感じる生活環境を整えることで、家族等の介護離職防止にもつながることを期待し、「認知症バリアフリー」のまちを目指します。

基本目標5 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者が災害や感染症の脅威に直面した場合にも安全を確保できるよう、関係機関と連携し対策を進めます。

基本目標6 福祉・介護サービスの充実強化

第8期計画以降における介護サービス基盤整備については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、計画的な整備を進めます。

今後の高齢者人口の増加を鑑みると、専門職に限らず地域の多様な団体・住民等が、介護の担い手となっていくことが重要です。そのため、関係機関と連携し、人材の確保・育成に取り組みます。

また、高齢者を介護する家族の心身の負担は大きく、また介護に対する不安を抱える人も多いことから、それらの負担や不安を少しでも取り除くために、家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。



このマークが付いている施策は
第8期計画における重点取組です。



3. 施策体系



